

動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類

申請者 氏 名 大阪 太郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒000-0000  
大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
電話番号 000-0000-0000

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- |   |  |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 申請者     | 法人の場合は、法人の「役員」にもチェックが必要。<br>役員でない場合であっても、動物取扱業に権限または責任を有する使用人がいる場合は、「使用人」にチェックが必要。 |
| <input type="checkbox"/> 当該法人の役員            |  |
| <input type="checkbox"/> 使用人                |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 動物取扱責任者 |  |

事項

- 1 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 5 年を経過しない者
- 4 法第 10 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分の日から 5 年を経過しないもの
- 5 法第 19 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 5 の 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 6 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 10 条第 2 号（同法第 9 条第 5 項において準用する同法第 7 条に係る部分に限る。）若しくは第 3 号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 69 条の 7 第 1 項第 4 号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第 5 号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第 70 条第 1 項第 36 号（同法第 48 条第 3 項又は第 52 条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第 72 条第 1 項第 3 号（同法第 69 条の 7 第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る部分に限る。）若しくは第 5 号（同法第 70 条第 1 項第 36 号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 27 条第 1 号若しくは第 2 号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 7 の 2 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として環境省令で定める者

備 考

この書類の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。